

【新旧対照表】利用規約

(傍線の部分は変更部分)

新	旧
<p data-bbox="107 443 931 480">第10条（金銭の入金及び出金並びに暗号資産の入庫及び出庫）</p> <p data-bbox="577 517 633 553">(略)</p> <p data-bbox="107 564 1102 938">8. 利用者の本口座からの暗号資産の出庫は、利用者が暗号資産の送付先のアドレス（利用者間振込においてはメールアドレスとなります。以下同じです。）を指定し、当該アドレス及び出庫する暗号資産の数量並びに暗号資産送付に係る所定の事項（受取人の氏名（法人にあっては名称）・住所、送付目的、受取人のために暗号資産の送付を受ける暗号資産交換業者の名称を含みますがこれに限りません。以下、「移転関連情報」といいます。）を当社に通知する方法によって行うものとします。利用者は、当該通知に際しては、以下の事項に同意するものとします。</p> <p data-bbox="147 954 1102 1374">① 当社が利用者から通知を受けた移転関連情報及び送付依頼人たる利用者の情報について、FATF（Financial Action Task Force on Money Laundering：金融活動作業部会）の勧告等に基づく国際的要請に応え策定された一般社団法人日本暗号資産等取引業協会の自主規制規則に則り、テロリストその他の犯罪者が自由に暗号資産の移転取引のシステムを利用することを防ぎ、係る利用があった場合その利用を追跡可能とする目的をもって、当該目的の達成に必要な範囲内で、当社が利用及び保存並びに受取人のために暗号資産の送付を受ける暗号資産交換業者に対して通知すること</p> <p data-bbox="577 1390 633 1426">(略)</p>	<p data-bbox="1128 443 1953 480">第10条（金銭の入金及び出金並びに暗号資産の入庫及び出庫）</p> <p data-bbox="1599 517 1655 553">(略)</p> <p data-bbox="1128 564 2123 938">8. 利用者の本口座からの暗号資産の出庫は、利用者が暗号資産の送付先のアドレス（利用者間振込においてはメールアドレスとなります。以下同じです。）を指定し、当該アドレス及び出庫する暗号資産の数量並びに暗号資産送付に係る所定の事項（受取人の氏名（法人にあっては名称）・住所、送付目的、受取人のために暗号資産の送付を受ける暗号資産交換業者の名称を含みますがこれに限りません。以下、「移転関連情報」といいます。）を当社に通知する方法によって行うものとします。利用者は、当該通知に際しては、以下の事項に同意するものとします。</p> <p data-bbox="1169 954 2123 1374">① 当社が利用者から通知を受けた移転関連情報及び送付依頼人たる利用者の情報について、FATF（Financial Action Task Force on Money Laundering：金融活動作業部会）の勧告等に基づく国際的要請に応え策定された一般社団法人日本暗号資産 <u>（変更）</u> 取引業協会の自主規制規則に則り、テロリストその他の犯罪者が自由に暗号資産の移転取引のシステムを利用することを防ぎ、係る利用があった場合その利用を追跡可能とする目的をもって、当該目的の達成に必要な範囲内で、当社が利用及び保存並びに受取人のために暗号資産の送付を受ける暗号資産交換業者に対して通知すること</p> <p data-bbox="1599 1390 1655 1426">(略)</p>

<p>附則</p> <p>(略)</p> <p>2024年9月3日改定 施行 2024年9月27日改定 施行 <u>2024年11月11日改定 施行</u></p> <p>以上</p>	<p>附則</p> <p>(略)</p> <p>2024年9月3日改定 施行 2024年9月27日改定 施行 <u>(追加)</u></p> <p>以上</p>
--	--

以上